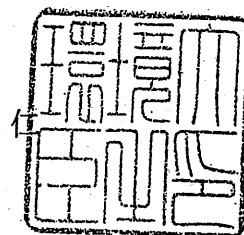


諮問第272号
環水大土発第091127002号
平成21年11月27日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
小沢鋭



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）に基づき、

- (1) 別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - (2) 別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

4-ブロモ-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-トリフルオロメチルピロール-3-カルボニトリル (別名クロルフェナピル)

2-メトキシエチル=(RS)-2-(4-tert-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(α , α , α -トリフルオロ- α -トリル)プロピオナート (別名シフルメトフェン)

3-(2,4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル=2,2-ジメチルブチラート (別名スピロジクロフェン)

(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチルピリミジン-2-イルヒドラジン (別名フェリムゾン)

(Z)-2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニル-1,3,5-チアジアジナン-4-オン (別名ブプロフェジン)

O-4-ブロモ-2-クロロフェニル=O-エチル=S-プロピル=ホスホロチオアート (別名プロフェノホス)

イソプロピル=[(S)-1-{{[(R)-1-(6-フルオロ-1,3-ベンゾチアゾール-2-イル)エチル]カルバモイル}-2-メチルプロピル)カルバマート] (別名ベンチアバリカルブイソプロピル)

S-2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イルメチル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名メチダチオン又はDMTP)

(1RS, 5RS; 1RS, 5SR)-5-(4-クロロベンジル)-2,2-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)シクロペンタノール (別名メトコナゾール)

(別紙2)

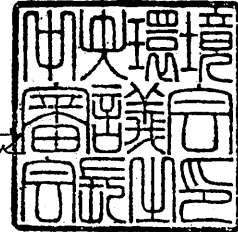
(RS) - 1 - メチル - 2 - ニトロ - 3 - (テトラヒドロ - 3 - フリルメチル) グアニジン (別名ジノテフラン)

(2RS, 3RS) - 1 - (4 - クロロフェニル) - 4, 4 - ジメチル - 2 - (1H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イル) ペンタン - 3 - オール (別名パクロブトラゾール)

中環審第528号
平成21年11月30日

中央環境審議会土壤農薬部会
部会長 松本 聰 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基 本



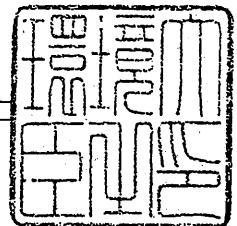
農薬取締法第3条第2項に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成21年11月27日付け環水大土発第091127002号をもって環境大臣より、当審議会
に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づ
き、土壤農薬部会に付議する。

諮問第269号
環水大土発第091026001号
平成21年10月26日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
小沢 鋭 仁



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙2)

1 - (1 - メチル - 1 - フェニルエチル) - 3 - p - トリルウレア (別名ダイムロン)

(RS) - 2' - [(4, 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イル) (ヒドロキシ) メチル] - 1, 1 - ジフルオロ - 6' - (メトキシメチル) メタンスルホンアニリド (別名ピリミスルファン)

(Z) - 2' - メチルアセトフェノン = 4, 6 - ジメチルピリミジン - 2 - イルヒドラゾン (別名フェリムゾン)

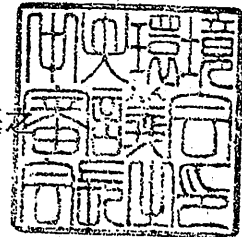
α , α , α - トリフルオロ - 3' - イソプロポキシ - o - トルアニリド (別名フルトラニル)

2 - ベンゾチアゾール - 2 - イルオキシ - N - メチルアセトアニリド (別名メフェナセツト)

中環審第 525 号
平成21年10月28日

中央環境審議会土壤農薬部会
部会長 松本 聰 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基



農薬取締法第3条第2項に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成21年10月26日付け環水大土発第091026001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。